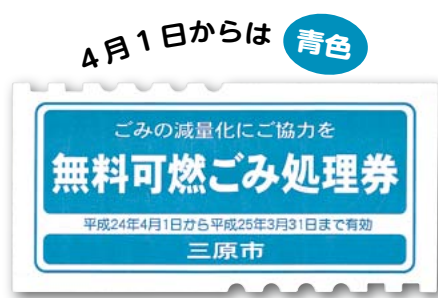


平成24年度の 無料可燃ごみ処理券を送付します



4月から使用する無料可燃ごみ処理券(青色)を、今月下旬から送付します。間違いなく配達するために、ポストに名前を記入するなどの協力をお願いします。

ていないと配布の対象になりません。また、介護施設や病院などの住所で住民登録をしている人も配布の対象になりません。

■無料可燃ごみ処理券が足りないときは

■配布枚数は
1月1日現在の住民基本台帳の世帯構成人数で計算し、一年間分をまとめて配布します。

配布枚数(年間)	
世帯人数	枚数
1人	50枚
2人	60枚
3人	70枚
4人	80枚
5人	90枚
6人以上	100枚

※1月2日以降に、市外から転入、または市内で新しく世帯を構成した人などは、届け出月の配布基準で後日送付します。

注意してください！

市内に住んでいても、住民登録をし

有料の可燃ごみ処理券(1枚50円)



■平成23年度の無料可燃ごみ処理券(オレンジ色)が余ったら

5月～7月の間に、枚数に応じてごみ袋などと交換します。

環境管理課

☎0848・63・1210
☎0848・67・6069

昨年10月から子ども手当の制度が変わりました 申請は済んでいますか？

昨年10月から子ども手当の制度が変わりました。これまで受け取っていた人も、新たに申請が必要です。

申請が済んでいない人は、早めに手続きをしてください。



支給対象 0歳から中学校修了までの子どもを養育している人

支給月額(子ども一人当たり)

申請があった翌月分から次の額を支給

0歳～2歳	15,000円
3歳～小学校修了前の第1・2子	10,000円
3歳～小学校修了前の第3子以降	15,000円
中学生	10,000円

●昨年10月1日時点で、受け取る資格がある人
今年3月末(必着)までに申請をすれば、10月分

らの手当を受け取ることができます。

※昨年9月30日時点で、受け取っていた人には10月下旬に認定請求書を送付しています。

※公務員の人は、勤務先に申請してください。

注意してください！

昨年10月1日以降に、出生や転入などで支給対象になった人などは、速やかに申請してください。

※さかのぼって手当を受け取ることはできません。

子育て支援課

☎0848・67・6045